

東京都ひきこもりに係る支援協議会
(令和元年度第1回)

令和元年9月20日

(午後5時01分 開会)

○宮澤生活支援担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回東京都ひきこもりに係る支援協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席くださりまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長の宮澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

では、まず初めに、本日の会議資料についてでございます。お配りをしてございますのは、資料の1から資料の7、それから参考資料の1と2、また、あわせて各委員の皆様から提供いただきました資料等を置かせていただいております。議事の都度、落丁等ございましたら事務局にお申しつけいただければと思います。

本日の会議でございますが、資料の1、東京都ひきこもりに係る支援協議会設置要綱第9条によりまして、公開とさせていただきます。

会議資料及び議事録につきましては、後日ホームページに掲載をさせていただきます。

次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料の2、東京都ひきこもりに係る支援協議会委員名簿をご覧ください。名簿の順にご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者です。

社会福祉の分野から文京学院大学の中島委員でございます。

○中島委員 文京学院大学の中島でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮澤生活支援担当課長 心理の分野から立正大学の徳丸委員でございます。

○徳丸委員 徳丸です。よろしくお願ひいたします。

○宮澤生活支援担当課長 精神医療の分野から東京大学大学院の笠井委員でございます。

○笠井委員 笠井です。よろしくお願ひいたします。

○宮澤生活支援担当課長 同じく、精神医療の筑波大学、斎藤委員は、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

続いて、家族会、まだちょっとお見えになっておりませんので、後ほどご紹介いたします。

当事者団体からひきこもりUX会議の林委員でございます。

○林委員 林と申します。どうぞ皆さん、よろしくお願ひいたします。

○宮澤生活支援担当課長 関係機関の地域福祉分野から東京都社会福祉協議会の川井委員でございます。

○川井委員 川井です。よろしくお願ひいたします。

○宮澤生活支援担当課長 地域包括支援センターの八王子市高齢者あんしん相談センター子安の中村委員でございます。

○中村委員 中村でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮澤生活支援担当課長 東京都民生児童委員連合会の下田委員でございます。

- 下田委員 下田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 保健・医療の分野から中野区保健所の向山委員は、遅れてお見えになるとのご連絡をいただいております。
東京都多摩小平保健所の山下委員でございます。
- 山下委員 山下でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 東京都立中部総合精神保健福祉センターの東出委員でございます。
- 東出委員 東出です。よろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 就労支援の分野から東京しごと財団の上野委員でございます。
- 上野委員 上野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 生活困窮に係る相談窓口であります自立相談支援機関から八王子市の遠藤委員でございます。
- 遠藤委員 遠藤です。よろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 民間支援団体から青少年自立援助センターの河野委員でございます。
- 河野委員 河野です。よろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 区市町村から足立区の中村委員の代理で、くらしとしごとの相談センター、早崎所長でございます。
- 早崎委員（代理） 足立区から参りました早崎と申します。今日は代理で対応いたしますので、よろしくお願ひします。
- 宮澤生活支援担当課長 町田市の河合委員でございます。
- 河合委員 河合でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 奥多摩町の菊池委員でございます。
- 菊池委員 菊池です。よろしくお願ひします。
- 宮澤生活支援担当課長 ただいまご到着をされました。ご紹介させていただきます。
家族会からKHJ全国ひきこもり家族会連合会の上田委員でございます。
- 上田委員 よろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 どうぞよろしくお願ひいたします。
続きまして、東京都の出席者を紹介させていただきます。
内藤福祉保健局長でございます。
- 内藤福祉保健局長 内藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 坂本生活福祉部長でございます。
- 坂本生活福祉部長 坂本です。よろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 藤井事業調整担当部長でございます。
- 藤井事業調整担当部長 藤井です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 宮澤生活支援担当課長 なお、このほか福祉保健局の関係各部に加えまして、産業労働

局、教育庁、都民安全推進本部からも出席をさせていただいております。

それでは、ここで、内藤福祉保健局長よりご挨拶をさせていただきます。

○内藤福祉保健局長 改めまして、東京都福祉保健局長の内藤でございます。着座にて失礼いたします。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより東京都の福祉・保健・医療行政に多大なるご尽力、ご協力いただきまして、この場をお借りしましてまずは厚く御礼を申し上げたいと存じます。また、本日はご多用なところをご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、都におけるひきこもりに係る支援につきましては、これまで青少年施策の一環といたしまして、都庁の青少年・治安対策本部、この組織において取り組んでまいりました。ただ、当事者の方のひきこもりとなった状態の長期化やご家族の高齢化が進んでいることなどによりまして、抱えていらっしゃる悩みも就労や医療、介護など多岐にわたっているとお聞きしております。

こうした状況を踏まえまして、今年度からは、私ども福祉保健局におきまして、事業を所管させていただき、中高年層の方も含め、ひきこもりに係る支援施策に取り組んでいるというところでございます。

その取組の一つといたしまして、ひきこもりに関する相談窓口でございますひきこもりサポートネットでは、専門職の相談員が電話やメール、また家庭への訪問によりまして悩みや相談を受け付け、その方の状況に応じて適切な支援につなげているところでございます。今年度からは、中高年層等からのご相談にも適切に対応するため、家計財産等の課題に対応できるファイナンシャルプランナーや福祉支援を専門とする社会福祉士を新たに配置するとともに、訪問相談の対象を35歳以上の方にも拡大するなど、相談体制の充実を図っているところでございます。

また、これに加えまして、当事者やご家族への支援をより一層推進するため、まさにこの学識経験者、家族会、当事者団体、相談支援に係わる関係機関や区市町村の皆様方にご参画いただきまして、この会である東京都ひきこもりに係る支援協議会、これを新たに立ち上げさせていただくこととしたものでございます。

本協議会では、年齢によらず、切れ目のないきめ細かな支援に向け、当事者、家族の状況に応じた支援のあり方につきましてご議論いただきまして、来年秋を目途に支援のあり方に係る今後の方向性についてご提言をいただくこととしております。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なご視点で、あるいは当事者、ご家族の目線で、忌憚のないご意見をいただければと考えております。どうぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○宮澤生活支援担当課長 大変申し訳ございません。局長は、公務の都合によりましてこ

います。このため社会福祉の分野から参画されていらっしゃる、厚生労働省の専門官のご経験があって、福祉行政に精通されていらっしゃる中島先生にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○宮澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

それでは、中島委員に副会長をお願いしたいと思います。

では、これ以降の進行を笠井会長にお願い申し上げます。

○笠井会長 それでは、僭越ですが、司会をさせていただきたいと思います。

早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、都のひきこもりにかかわる支援の取組や現状等について説明を受けた上で、初回ということもありますので、意見交換の時間として、全ての委員の皆様からご発言をいただくこととしたいと思っております。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いできますでしょうか。各委員には、事務局から事前に資料をお送りしておりまして、会議の時間も限られていますので、簡潔にご説明いただければと思います。

○宮澤生活支援担当課長 それでは、ご説明させていただきます。

資料の3をご覧ください。都におけるひきこもりに係る支援の経過と取組でございます。

まず、ひきこもりに係る支援の経過につきまして、これまでの事業所管の変遷等をお示しをさせていただきます。

都におきましては、平成16年11月から生活文化局におきまして、電話等の相談事業でございますひきこもりサポートネットを開始しておりまして、翌年8月、青少年・治安対策本部に事業を移管しております。平成26年度からは、訪問相談を開始いたしまして、平成30年度からは、サポートネットをNPO法人青少年自立援助センターへ委託をいたします現行の運営形態としております。そして、先ほど局長からもありましたとおり、これまで青少年施策の一環といたしまして実施をまいりましたひきこもりに係る支援施策につきまして、ひきこもり状態の長期化、またご本人が高年齢化していること、生活困窮、介護の問題など、本人や家族が抱える問題も多様化していることを踏まえまして、福祉保健施策との一体性を高めるという観点から福祉保健局に移管しております。

取組といたしまして、大きく三つございます。

まず、ひきこもり状態にあるご本人や家族をより早期に適切な支援につなげるために相談を受け付けております、ひきこもりサポートネットでございます。今年度、既にお取組を拡充しておりまして、電話相談をフリーダイヤル化いたしますとともに、中高年層からの相談にも的確に対応するために、社会福祉士やファイナンシャルプランナーの高年齢対応相談員を配置しております。

また、電話とメールでのご相談につきましては、年齢制限を設けておりませんでした
が、訪問相談につきましては、対象者をおおむね34歳までとしてきました。これを3
5歳以上の方も対象とすることとするなど相談体制を強化しています。

また、次の都民向けシンポジウムでは、ご本人やご家族を対象といたしました講演会
や支援機関の取組紹介などの普及啓発、また、若者社会参加応援事業につきましては、
NPO法人等民間支援団体の取組を周知いたしまして、ひきこもりの方の社会参加を支
援する取組を行っております。

資料4をご覧ください。都におけるひきこもりに係る現行の支援体制のイメージ図で
ございます。

資料の中央の少し左側に、ご本人・ご家族の円がございます。この資料の右側にご
いますひきこもりサポートネットに向かって相談の矢印が延びておりまして、相談を受
けたサポートネットでは、区市町村や関係機関と連携を図りながら、ご本人等の状態に
合った支援機関を紹介しております。区市町村におきましても、各セクション等で支援
に当たっていただいているということでございます。

続きまして、資料の5をご覧ください。ひきこもりサポートネットの状況についてで
ございます。

サポートネットの体制につきましては、先ほどと重複をいたしますが、一次受付窓口
といたしまして、専門の相談員等が相談に対応しております。

下段が相談者の傾向でございますけれども、サポートネットでは、電話、メールとも
に匿名で相談を受け付けておりまして、相談を受ける中で、ご本人等の状況を伺いまし
て、聞き取ることができた情報を集計しているというものでございます。

相談の傾向を示しますデータを五つ、円グラフにてお示しをしております。

まず、(1)の相談者でございますけれども、ご本人と親御さん、それぞれ全体の約
4割となっております。ご兄弟を含めると、ご本人以外からの相談が多くなっており
ます。

(2)のご本人の性別でございますが、男性の割合が多くなっております。

(3)のご本人の年齢でございますが、20代の割合が少し多くなっておりますが、
どの年齢層にも分布している状況となっております。

(4)のひきこもり状態にある期間でございますが、5年以下が6割程度、約半数と、
5年を超える方も3割という状況になっております。

(5)の紹介先。こちらは、ご本人の状態に合わせまして適切な支援機関等につなぎ
ます、そのつなぎ先ということになりますけれども、NPO法人、訪問相談ですとか居
場所の提供を行っております民間支援団体になりますが、そちらが最も多いと。次いで
保健所ですね、心の悩みなどを抱えられていらっしゃる方。それから地域若者サポ
ートステーション。これは、若者向けハローワークということになりますけれども、こう
いった順というふうになっております。

具体的な相談事例は、次の資料6でございます。ご本人からの事例1件、親御さんからの事例3件を掲載をしております。

一つ目のご本人からの事例でございますが、就職をしたものの、体調を崩して退職をして、その後アルバイトをしていた時期があったものの、続かずに、ここ3年を仕事探しもできていないというものでございます。

2件目は、大学を中退してアルバイトもうまくいかずにやめてしまったと。外出は夜コンビニに出かける程度で、家族との会話も少なくなっていると。家族以外と話ができればという親御さんからの相談でございます。

3件目は、お子さんが中学入学後不登校となり転校をさせたが、高校進学ができなかった。昼夜逆転の生活を送っており、どう説得をしたらいいのかという相談でございます。

最後に、一旦就職をするも退職をして、以降ひきこもりの状態にあると。本人、ご家族だけでは限界で、支援機関による支援の必要性を感じているという相談でございます。

こうした相談に対しまして、相談員が説明等を行いまして、適切な支援機関につないでいるものでございます。

ここまでの、都の取組、またはサポートネットの状況についてということになります。続きまして、資料の7をご覧ください。協議会の当面の予定でございます。

冒頭、局長からもありましたように、年齢を問わず切れ目のない支援に向けて、この協議会を立ち上げておりますけれども、本日が、本協議会の議論のスタートということになります。今後、二、三回開催をいたしまして、議論を深めていただいた上で、来年5月ごろ、年齢を問わず切れ目のない支援のあり方に係る今後の方向性につきまして、提言骨子としてまとめまして、またそれに対してご意見をいただいた上で、10月ごろ、秋ですね、提言として取りまとめていただきたいというふうに考えております。協議会の提言を踏まえまして、都の取組の充実・強化につなげていきたいというふうに考えております。

なお、参考資料2点、国の施策の動向等に関する資料をおつけをしておりますので、ご紹介いたします。

参考資料の1でございます。こちらは、この3月に内閣府が公表いたしました中高年層のひきこもりに係る実態調査の結果でございます。全国の中高年層のひきこもりの推計数が61.3万人というものでございます。中段の表の真ん中から左のところに、中高年層の推計数61.3万人とございます。その隣に(参考)と記載をしておりますが、国が27年度に実施をいたしました若年層のひきこもりの推計数54.1万人と。これがトータルで100万人を超える推計数といたしまして、公表当時そうした報道がございました。

この数字でございますが、記載、右側にも記載がございましたが、狭義のひきこもりに加えまして、準ひきこもりの方が約半数いらっしゃるという推計数となっております。

ここから想定される都内の推計数は、約 11 万人ということになりますが、都といたしましては、さらなるひきこもりの実態把握が必要であるというふうに考えております。その手法も含めまして、現在検討をしてございます。

ぜひ、実態把握に関しましても委員の皆様からご意見をいただきまして、その上で次回以降、具体的な内容をお示ししまして、ご意見をいただけるものをご用意できればというふうに考えているところでございます。

最後に、参考資料の 2 をご覧ください。こちらは、国作成資料の関係部分を抜粋したものでございます。

1 枚目は、平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法の概要でございます。国におきましては、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」で、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくる地域共生社会を実現するということが提起をされまして、30 年の法改正で地域福祉推進の理念が規定をされまして、また、福祉介護に限らず、保健医療、住まい、就労、教育等を含めた地域生活課題、これを新たな概念として定めております。この理念の実現のため、また地域生活課題の解決のために、区市町村による包括的な支援体制づくりに関する内容が盛り込まれてございます。

これを受けまして、2 枚目でございますが、まだ検討がなされている段階でございますけれども、地域共生、地域の支え合いの実現に向けまして、従来の縦割りではない包括的な支援体制の構築に向けた方策といたしまして、ひきこもりや貧困、介護といった家庭の問題につきまして相談に応じます、丸ごと相談（断らない相談）の実現に向けた議論が進められているところでございます。

3 枚目がそうした一連の検討がなされてきました国の検討会の中間報告の内容でございます。この 7 月に公表されているものでございます。

中段に、2、具体的な対応の方向性ということがございますが、この中で、包括的な支援体制は断らない相談支援を含む三つの機能を一体的に具えることが必要であり、体制整備に取り組む区市町村を国としても支援すべきとの方向性が触れられているところでございます。この検討は、年内に報告書を作成して、来年の法改正に向けてということで準備が進められているというふうに聞いてございます。

こうした国の動向も踏まえつつ、委員の皆様方にはご議論をいただきたいというふうに考えております。

ご説明は以上でございます。

○笠井会長 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明のあった点について、委員の皆様からご意見やご質問等がございますでしょうか。

どうぞ。マイクを回してください。

○川井委員 資料 3 のご説明の中で、ひきこもりサポートネットでの今年度の取組の拡充策の 3 点目で、訪問相談の対象を 35 歳以上に今年度から拡大したということですが、

これは、逆に言うと、訪問相談以外の電話相談やメール相談は、年齢制限は設けていないということによろしいのでしょうか。

○宮澤生活支援担当課長 そのとおりでございます。昨年度まで青少年・治安対策本部のほうでこの事業を実施しておりましたけれども、その時代から電話とメールについては、年齢制限を設けずに実施をしてきたと。この訪問相談だけ残っていたということで、これについては、この6月から年齢制限を設けずに対象を拡大して取り組んでいるというところでございます。

○川井委員 なるほど。ありがとうございます。そのことを前提として、こういう問題意識が当たっているかどうかなんですが、資料5のほうで、サポートネットでの取組の状況というところの3のご相談者の傾向の本人の年齢のところです。これまでも年齢の枠を設けずに相談を受け付けてきたにもかかわらず、40代以上は20%弱にとどまっている。先ほどご紹介のあった参考資料1の国の資料で、ひきこもりの当事者は若年層以上に中高年のほうがむしろ多いという実態がある中で、ひきこもりサポートネットへの相談では、現状は高年齢層の方の相談は少ないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○宮澤生活支援担当課長 こちらの資料5の相談者の傾向の隣に、このデータについては記載をさせていただきますけれども、26年度から30年度までの累計のデータということでございますので、特に昨年だけということではなくて、これまでの数年の傾向としてこういった状況になっているということでございます。

○川井委員 ということは、中高年の方の相談は、これまでもずっと受け付けてきているけれども、累計で20%弱にとどまっているということによろしいんですね。

○宮澤生活支援担当課長 そのとおりです。

○川井委員 つまり、推計ではあるけれども、ひきこもりの当事者は若年層以上に中高年のほうが多く占めている状況を考えると、中高年の方は若年層以上に相談につながりにくくなっている可能性があるという理解でよろしいのでしょうか。

○宮澤生活支援担当課長 ええ。そのとおりでございます。

○川井委員 わかりました。ありがとうございます。

○笠井会長 貴重なご質問、ご意見をありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど事務局のほうからは、実態把握に向けた調査をお考えであるというようなお話がありましたが、もうちょっと詳しくご説明いただけますか。今後、どんなふうに取り組もうと思っていられるのか。

○宮澤生活支援担当課長 まだ具体的なことについては検討中ですので、どういった調査をするのかということは、今まさしく準備を進めているところです。

私どもとしては、当事者、それからご家族がどういった支援を必要としているのか。それに対して、提供する側としてどういった支援をしていかなければいけないのかとい

う、まさしくそのあたりの真の実態みたいなものをつかめるような調査をしたいというふうに考えておまして、そこは、ぜひ先生方にもご意見をいただきながら、実施に向けて準備をしたいというふうに思っております。

○笠井会長 人数の把握とかというような統計というよりは、具体的なニーズを把握するというようなことを中心にしたいということでしょうか。

○宮澤生活支援担当課長 そのとおりです。はい。

○笠井会長 ほかにご意見等は、ご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(挙手なし)

○笠井会長 それでは、せっかく本日、さまざまなご専門の立場から来ていただいておりますので、意見交換に入らせていただきたいと思います。皆様、それぞれの立場でかわらわれているひきこもりにかかわる現状、取組、また、日々お感じになっていることなどについて、お一人三、四分程度でご意見をいただきたいと思います。時間の制約もありますので、全ての委員からご発言いただけるように、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、マイクを回していきますので、よろしく願いいたします。

○中島副会長 それでは、私からお話をさせていただきたいと思います。文京学院大学の中島でございます。よろしく願いいたします。

私の専門は、社会福祉学の中の地域福祉になります。ひきこもり支援との関係を言いますと、ひきこもり支援の「こみっと」があります秋田県の藤里町に関わっております。平成17年から秋田県社協のトータルケア推進事業モデル地域として、また地域福祉活動計画の関係などで、藤里町社会福祉協議会にかかわらせていただいております。社会福祉協議会の地域活動計画の関係で、平成22年に「こみっと」が誕生しました。先ほど来議論になっていきます、いわゆる従来の15歳から39歳までのひきこもりの定義を超える方についてですが、藤里町ではもう当時から40代のひきこもりが中心でした。秋田県ですので年齢層が高いわけでございます。その中で、どのようにして支援が始まったかと言えば、高齢者の支援でホームヘルパーが訪問したら、高年齢のひきこもりの若者がいる。なかなか最初は家族が認めてくれず、自分の子どもはひきこもりじゃないという話だったわけですが、周りの家庭の子どもが支援を受けて地域とつながり始めると、実は私の家の息子もひきこもりなので支援をしてほしいという電話がかかってきました。藤里町では、ひきこもりの若者が地域の担い手になる取組を行っています。町の地域福祉計画と社協の社会福祉活動計画の策定と併せて、藤里町に通っているという状況でございます。

また、2008年のリーマンショックがあった直後に厚労省の地域福祉専門官になることになりました。そこで若者の支援や生活困窮者支援、それから消えた年金問題、所在不明高齢者問題など、地域福祉において社会的孤立問題が大変な状況でございました。つまり、孤立死問題やSOSを出せない人をどう発見し、確認して支援していくのかとい

う議論をしていました。平成21年は、ひきこもり地域支援センターの事業が始まったときでもございまして、こういったことをトータルで取り組めないかという議論も実はやったりしましたが、当時は、ひきこもりの定義の39歳という枠を外すには至りませんでした。閉じこもりの高齢者はひきこもりじゃないのかという議論もあったわけですが、当時はそれをまとめるところまでは行きませんでした。しかし、そのような議論をしていたということでございます。

その流れの中で、生活困窮者自立支援法という法律をつくるという議論になりましたので、そういったところにかかわらせていただきまして、若者支援等にもかかわらせていただきました。このような経緯もありまして、現在は東京都生活困窮者自立相談支援機関の研修を企画・担当する委員をさせていただいております。今日、遠藤委員もいらしていますけれども、まさに生活困窮者自立相談支援機関では、ひきこもりの相談が大変多くなっております。また、社会的孤立の問題が非常に大きくあります。そのため、行政などの相談機関が総合相談をするだけではなくて、地域とのつながりが必要です。そういう意味では民生委員ですとか、社会福祉協議会あるいは社会福祉法人の地域における公益的な取組など地域福祉、地域づくりの取組が展開されております。そういったつながりも大事な支援になってくるのではないかと。そういうところも視野に入れながら議論をしていただきたいと思います。

また、どうやってひきこもりの方を発見するかということも大事です。こちらから出向いていくアウトリーチ事業が大変大事だと思っているのですが、併せて、藤里町では、ひきこもりの方が仕事をしたり、活躍する場をたくさん作ってきましたので、治療的観点というよりは、社会参加をどう進めていくかということを中心に実践してきたところがございます。このような社会参加支援も含めてご議論いただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○東出委員 中部総合精神保健福祉センターの東出です。私からは、精神保健福祉センターでの取組についてお話しさせていただきたいと思っております。

精神保健福祉センターは、都内に3カ所あるんですけども、ひきこもりに特化したひきこもりがついた名前の事業は行っておりません。ですが、思春期・青年期相談の事業の中で、若い年代のひきこもりの方の相談も受けております。この事業では、個別の来所相談や家族教室などを行っております。

これとは別に、センターでは、アウトリーチ支援事業という都の事業を行っております。こちらは、地域の保健師さんなどの依頼によって、未治療、治療中断などで地域生活が困難になっている精神障害が疑われる方に、多職種で訪問するリカバリー志向の支援です。この事業の対象者で生活破綻の危機のある方が、一時的に泊まれる短期宿泊の事業も行っております。

私どものアウトリーチでひきこもりのケースとして多いのは、いわゆる8050問題

に当たる中高年の方です。若い方の依頼もなくもないですが、ほとんどが中高年層のひきこもりの方です。ご本人の疾患としては、統合失調症や自閉スペクトラム症の方が多
い
です。精神保健福祉センターという特性上、ご病気が強く疑われるという方の依頼ば
かり
ですので、そのようになっています。ご家族も認知症などの疾患や経済困窮など、
他
問題を抱えておられる場合が多いです。また、ご家族が入院されたり亡くなられたり
で、
お一人になってしまわれて、それがわかってから支援が開始されたというケースも
あ
ります。

ケースにかかわっていて、フレキシブルに動ける多職種アウトリーチという手法が、
ひ
きこもりの方に、アプローチとしてどの年代の方にも有効だというふうに感じており
ま
す。ただし、その際には、アセスメントをきちんと行うことですか、あと、じかに
生
活の場に出向いていくわけですから、アウトリーチのスキルをきちんと身につけてい
る
ということが大事だと考えております。

そして、家族支援や家族のリカバリーというのも、とても重要であると感じておりま
す。
中高年層の方への支援をしていて、もっと早い段階でアウトリーチがかかわれてい
た
らと思うことがあります。そのためには、学校ですとか病院ですとか地域包括さん、
民
生委員さんなど、いろんな身近な地域ごとのネットワークの体制をつくるということ
も、
非常に大切だというふうに感じております。

以上になります。

○上野委員 私は、東京しごと財団の上野と申します。

東京しごと財団について、こちら、皆さんのお手元のワークスタートという、クリッ
プ
どめのチラシも一緒にご覧いただきながらご説明させていただきます。3枚ほどクリ
ッ
プどめになっております。

私どもは、このチラシの右上に書いてあります東京しごとセンターという、全年齢を
対
象にした就労支援を行っております。東京都からの指定管理を受けて実施しておるこ
ろ
です。また、本日はひきこもりというテーマですので、いろいろ実施しております
支
援の中で特別支援を二つ、ワークスタートともう一つ、3枚目のしごと塾、こちらも
ご
案内させていただきたいと思っております。

こちらの二つは、ひきこもりということで打ち出してはいない事業です。ただ、この
二
つの事業とも、かつてひきこもっていたとか、メンタルで職歴が余り長くないという
方
が含まれております。

まず、ワークスタートのほうです。こちらは、7週間のワークということで、就職活
動
に踏み出すきっかけがないとか、自信がない、コミュニケーションにちょっと不安が
あ
るという方の参加がほとんどです。自己紹介の中で、自分はひきこもっていましたと
か、
本当にコミュニケーションが苦手なんですという方が大変多く参加しております。

ところが、7週間のワークを通じていくうちに、そういうふうになっていたのは自分
だ
けではないと、ほかにもみんな、そういうことで悩んでいたんだということがわかっ

できます。こちらの2枚目の裏をご覧くださいますと、7週間のプログラムがございますが、まず自分を知るところから最後の就職活動を始めようというところまで行きますと、最初の参加時の顔つきと最終日の顔つきで、全く変わってきます。こちらの7週間の中で、皆さん、自信を取り戻したり、自己肯定感が芽生えるということが起こります。これを年4回実施しております。

また、このブルーのチラシの右下にございます保護者向けのセミナーもあわせて実施しております。やはり保護者様からの問い合わせがあり、保護者の方もなかなか就職活動を始めないお子さんのことについてご心配され、セミナーを実施しているところでございます。

もう一つは、この黄色いチラシです。これは、30歳から44歳までの方々を対象にしまして、非正規社員から正社員化へというプログラムですが、最初に正社員になる意思があるかどうかということを確認して参加していただきます。やはり参加者の中には、かつてひきこもっていたという方が複数参加されていらっしゃいます。これもワークスタートと同じように、2か月間のプログラムを通じて自信とかコミュニケーションを取り戻していくという形のものであります。こちらは、2か月間プログラムにいらしていただくわけですので、その間の生活の補助として1日5,000円ということで、助成金も出しているというものでございます。

私、この事業を通じまして感じますところは、1対1のカウンセリングで、カウンセラーさんがいろいろお話をするというところもありますが、やはりグループワークでいろいろ話をしていくと、皆さん、自分以外にも悩んでいるというところがわかってくるということです。もちろんこれは就職支援のための内容にはなっていますが、副産物のような形で自信とか自己肯定感が芽生えるということをととても感じています。

ですので、かつてひきこもりで今はもう脱却し、なので就職活動に來ましたという方を、サポステさんとかひきこもりの支援団体さんから多くご案内いただいております。私ども一か所では、なかなか届かないところを、関係機関の方々からこういうところがありますということでご案内していただき、活用していただいているので、引き続きネットワークという形をとらせていただきたいと思いますところがございます。

以上です。

○遠藤委員 八王子市役所の遠藤です。私のほうでは、八王子市のほうで、生活困窮者自立支援制度における相談支援機関、その主任相談支援員を担当しております。

生活困窮者の方の自立支援制度ですけれども、平成27年の4月に制度を開始になりまして、私どものほうでは、当初27年、1日に新規相談が4件程度であったのが、最近では、もう1日8件を超える新規相談をいただくということで、本当に数多くのご相談をいただいております。

その中で、近年やはり特に目立っておりますのがひきこもりの方、特に中高年層のひきこもりの方のご相談、これが本当に特に、そうですね、今年、この二、三か月特に増

えているかなという感覚があります。先ほど事務局のほうでご報告いただきました全国のひきこもりの推定数、これを八王子でちょっと計算をしてみました。八王子、現在56万の人口がある中で、40歳以上の中高齢の方が大体2,800人、若年層の方が2,400人程度というのが計算上出るんですけども、私は、これは多分内輪の数、ミニマムの数なのかなというところで、ちょっと感覚をしております。

そういう中で、私どももいろいろひきこもりの方のご相談、ご支援を受けているところなんですけども、今日はちょっと現場的な感覚としまして、3点ほどちょっと申し上げておきたいと思います。

まず、1点目、私どもに相談にお見えになる端緒、ルートなんですけれども、一番多いのが、関係機関からのご紹介。保健所、包括さん、ケアマネさん。どちらかという親御さんに関する支援の関係者からつながってくるケース。2番目に、やはり親御さん。やはりご本人からというのは少ないというところが状況です。逆に申し上げますと、関係機関、ご家族からご相談の端緒をいただきながらも、私どもがなかなかご本人に接触することが難しい。さらに、その上でご本人に何かご援助、ご支援をという機会が本当に少ない、現状は少ないというところが、一つ大きな問題としてあります。

2点目といたしましては、家族の方、昨日も85歳の8050のお母様がお見えになったんですけども、お子様、別居されているひきこもっているお子様の生活を確保するために、85歳になっても仕事をしなければならない。これが本当につらいと。八王子にも家族会がありますので、そういうところでお話をお伺いする中で、ご家族の方が本当にご苦労されていらっしゃるという状況があります。

なので、ひきこもりの方のご支援に当たっては、ひきこもられている方のご支援は当然として、家族の方をどうケアしていくか。これがやっぱり大きな一つの問題点だと思います。

3点目、これが実は一番切実な問題なんですけれども、大変ちょっと失礼な話になりますけれども、8050の問題を考えると、その次というのは何かというと、ただの50、ただの60。親御様がいらっしゃらなくなった後どうなるのか。

実は今週、私どもの納税所管のほうから生活にお困りの方の情報提供が3件あった中で、2件が親御さんがいらっしゃらなくなった後、困窮状態になりながら、なかなか表に出てきていない方の情報をもらいました。なぜかといいますと、固定資産税の滞納。住民税、所得税は収入に比例しますので、一定程度の所得というのは確保されるんですけども、固定資産税は無収入であっても課税をされる。その納税がなされると滞納になって、初めて動くのがまず納税所管が動く。そこで訪問してみたところ、電気がとまっている、ガスがとまっている、水道がとまっている。そういう中で、ご本人がちょっと大変な状況になっていらっしゃるということで、私どものほうに今週だけでそういう話が2件出てきております。そういう中で、やはりなかなか親御さん亡き後のひきこもりの方が表に出にくい、今状況にある中で、どうすれば早期の発見ができるか。

この3点、私も今、支援に当たって大変苦勞しているんですけども、さらに申し上げると、やはりまだ特に中高年齢のひきこもりの方に対する支援のスキームがないと言っていると思います。そういう意味では、私たちもどうやって支援すれば、どう効果があるのかというところが、なかなかまだわからないというところで、現場的には大変苦慮しているところです。

先ほど東京都さんのほうで、そういう実効ある体制をこの検討会を通じ、協議会を通じてご検討いただけるということですので、私も本当に何、私どもの仕事に本当にプラスになるような形ができるように、できるだけご協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○河野委員 青少年自立援助センターの河野と申します。福生市で40年ほどひきこもり支援を実施しております、基本となっている事業は、ひきこもっている状態なんで、まずは保護者の方の相談から始まって、家庭訪問、あとは、宿泊型も含めてなんですけれども、就学就労のサポート、自立まで一貫して支援をしております。

いろいろな課題を抱える若者たちの支援というので、ひきこもり支援をやっていると福祉的な領域も入ってきますし、最近では、海外ルーツの方のひきこもっているような状態の若者の支援というのも、実施をしております。

ひきこもり問題、今日もお話の中に出ていきますけど、40代、50代、高齢化のところまで踏み込んでいきますと、本当に支援のありようというのも幅広い支援が必要になってくると思います。ただ、一緒くたにそこを議論していても、ちゃんとした支援はできていかないかなと考えます。ブランクの短い20代の方の支援と40代、50代で全く就労経験のない状況の方に向けての支援では、やっぱり支援に対する考え方とか、具体的な支援策というのも変わってくるんで、その辺を一旦この協議会でも整理していけるとよろしいのかなというふうに思っています。

あと、もう一つ、長年ひきこもりの支援に係わっていると、先ほども遠藤委員からご発言ありましたけれども、やっぱり家族の支援というのは非常に重要だなというふうに思います。ひきこもり状況、多かれ少なかれ、家族の支えがあって、成り立っている状況なんで、そもそも何でひきこもりが長期化してしまうのか、その根底の部分、家族の共依存関係が一つ大きい問題と捉えています。そういった観点で見ていると、親が悪いとか子が悪いとかとそういう話ではなく、保護者の側も当事者であるというような視点で捉えて対応を考えていかないとまずいかなと考えます。当然家族の中にはご兄弟も入っていますんで、高齢化が進んでいけば、ご兄弟のほうに大きな負担が出ているという現状もあります。何となく家族だから支えて当たり前というのが、日本の中でずっとあったような部分だと思うんですけど、もう今は、もうそういう状況ではなくなっていると思うんで、最終的には、働く・働かないというのは別の問題として、当事者の方々が最終的に困らずに生きていけるような土台、そういった部分の整備というのをしているような状況というのを考えていかなくちやいけないかなというふうに思いま

す。

あとは、最近の問題では、余り支援ソフトも充実しないまま、高額な費用を請求するような悪徳事業者の問題というのも出てきています。あるいは極めて侵略的に、暴力的な形でアプローチをかけていくような、そういう支援団体というのも出てきているのが現状です。東京都では、長年、先ほど若者社会参加応援事業とかを含めて、ひきこもりへの支援というのを対応してきました、今もひきこもりサポートネットがそういう支援団体向けのスキルアップのための講習とかも実施しています。

ですから、そういう意味での民間団体の特に東京都の若者社会参加応援事業の登録団体というのは、ある一定のスキルあるいはモラルというのをしっかり持った状態でやっているとと思うんですけど、悪徳団体みたいなのが目立ってきてしまうと、利用しようと思っている当事者あるいは保護者の方というのが、なかなか踏み込んで相談にこられないという現実があるんで、その辺も正しく評価して発信できるような仕組みというのが、必要になってくるかなというふうに思っています。

あと、最終的にひきこもりの問題、長期化、高齢化もそうですし、そこには困窮の問題や、精神の問題、発達障害の問題、就職氷河期というテーマもあると思うんですけども、もう、一つの支援策だけで具体的に何か対応していくというのは難しい状況にあると思います。であれば、やっぱりそれぞれの得意分野が連携して対応していけるような、それを何か中心に音頭を取るような、そういった機関というのも必要になってくるかなというふうに考えております。

私どもは現支援場なので、見て対応してきたものを発信していくしかないんで、そのような部分で、この協議会でお役に立てればというふうに思っていますんで、どうぞよろしく願いいたします。

○早崎委員（代理） 足立区のくらしとしごとの相談センターという部局にいる早崎と申します。どうぞよろしく願いします。

私の部局は、先ほど八王子市の遠藤委員からもありましたが、生活困窮者自立支援法の業務をやっております。平成27年からこういった法律が施行されまして、その関係の中で対応している部署でございます。

足立区においても、先ほど東京都の方からもあったんですけども、東京都については、以前は青少年・治安対策本部でやっていましたという話でしたが、足立区においても29年までは産業経済部というセクションで、ひきこもり関係ということに対応しておったんですけども、やはり時代背景の中でのオールで考えなければいけないと。年代を超えてと。どうしても産業経済部でありますと、若年の就労支援というところにスポットが当たるということもあって、私どものほうでも、30年度から足立区福祉部のほうでひきこもりを担当するようになっております。

その中で、例えば昨年度から私どものほうは、セーフティネットあだちというひきこもり等に特化した分野というかそういった相談もやっておりまして、昨年の例でいま

すと、905件のそういったひきこもり関係の相談があったという数値になっておりません。

以前、産業経済部であったという、若年であったという傾向もあるので、昨年度の例でいいますと、20代が427件ということで、非常に多い数値になっておりました。10代であると181件、30代で183件ということで、40代以上が80件ちょっとという数値になっておまして、先ほどから出ている中高年の話も、この数値だけを見ると若干違うんですけども、今実際現場で、先ほど遠藤委員のお話もありましたけれども、非常に中高年の方の相談がやはり多い現状がございます。

その中で、足立区においても、先般6月に地域包括支援センターというセッションがありまして、ここの勉強会の中で、8050を考えようというようなミーティングがございました。足立区においては、地域包括支援センター25カ所と非常に大きい、広い自治体なものですから、25カ所地域包括支援センターがあるんですけど。その中で、さまざまな方が集まっていたかまして、家族会の方も来ていただいたりしたんですけども、やはり中高年のひきこもりは、実感として悩みとして非常に多いなというのは感じたところです。といいますのは、例えば地域包括支援センターの方であったり、ケアマネージャーさんが、高齢者の方のために入るんですけども、そこで、実は、というところがやはり声として、信頼関係の中で、やはりそういう声が出てくるという話がありました。

また、いろんな事例をちょっと検証させていただいたんですけど、中には、精神保健系であったり、当然先ほど河野委員からもありましたように、さまざまな要因が絡み合う、輻輳する、非常に難しいものだなと思っております。

足立区のほうでは、今後、内閣府の調査が約61万3,000人ということで、3月29日に発表されておりますけれども、今後、足立区のほうでもエビデンスをぜひ捕まえないということの中で、下半期において調査をかけたいというふうに思っております。

やり方は、少し内閣府になぞるといえるか、ある程度内閣府の国との比較をしたいと思っておりますので、そういった手法を取り入れながら、実態の把握に臨んでいきたいというふうに思っております。その中で、また庁内連携についても先ほどいろんなセッションとのかかわり必要ですねというところがありましたので、そういった庁内に横串を通していきながら、専門スタッフ、地域包括であったり、また支援団体であったり、そういったところと少しずつ連携をしながらというふうに思っています。

また、最後に、今日家族会の方も来ていただいているんですけど、足立区のほうでも、29年2月から足立区の家族会が発足しておりますので、その中で、足立区のほうも月1回、いろいろと意見交換をさせていただいているところで、本当にさまざまなご苦労が当事者、また家族の方、あるなという中で、どうやったらもっと寄り添った支援が、行政としてできるのかなというのを考えているところで、非常に難しい問題ですけども、前を向きながら当事者の支援につなげていきたいなというふうに思っております。今後

ともよろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

○河合委員 町田市保健所です。町田市では、2012年度から市の重点事業として、ひきこもり者の支援体制推進事業というのを実施しておりまして、この関連で、2012年度に若年者の自立に関する調査ということで、一般市民の調査とあと民生・児童委員の調査、あと医療機関の調査、社会資源調査という形で調査を実施いたしまして、また翌年度には、ひきこもり当事者調査ということで、ひきこもり状態から回復された10名の方にヒアリングをさせていただいて調査等を実施しております。

その中で、ひきこもりの若者の早期発見、早期支援の体制づくりと、あと関係機関によるネットワークの構築ということが求められているということで、そちらのほうに取組を行いまして、ご家族向けのリーフレットを使用した普及啓発ですとか、そういったものでなるべく早目にひきこもりの方が相談につながるような呼びかけというようなものを行ったりですとか、あと、ご相談をお受けする中で、ひきこもりのご本人の方、また親御さんだけを集めたグループの支援というような形で保健所のほうで支援をしております。

こちらのほうは基本的には20代、30代の方を中心としたご支援というような形にしておりますが、個別の相談という形では年齢制限等を設けておりませんので、中高年の方のご相談もお受けすることはできるんですけども、やはり現状、保健所につながってくるご相談というのは、20代、30代の方が中心なのかなというようなことを思っているところでございます。

以上です。

○菊池委員 奥多摩町の菊池でございます。

私どものほうは、高齢化率が49%ということで、高齢者のひきこもり等のほうが問題視されていまして、高齢者の方がひきこもりにならないように、また認知症対策としまして、居場所づくりとか、住民を交えた通いの場、そういったことを、今、問題視しまして、それぞれ予防するきっかけづくりを進めております。地域包括支援センターを中心に見守る体制をつくっている状態でございます。

中高年の場合は、小さい小規模な町村ゆえ、それぞれの対応しているところなんですけど、今後、その把握、どういった方がおられるか、そういったことに努めていきたいと思っております。

情報としましては、当町は田舎といいますが、そういったところなものですから、まだ自治会組織が、自治会加入率が約90%までありまして、そういったいろいろな情報が入ってきますので、また、関係機関からの情報を密にしまして、対応していきたいと思っております。

ただ、しかしながら、小規模町村であることから、町職員の多くが事務を兼務している状態で、また、ノウハウを持った職員もいないため、複雑な事務や細かい対応ができ

ない部分もありまして、対応が遅くなったりすることが懸念されております。精神保健担当の保健師も1名しかいないということで、この保健師自体も実は昨日ひきこもりと思われる方の家を訪問しまして、3時間も話をして帰ってきたということで、本当に時間等そういったことが大変苦労しているところでございます。

そういったことで、自治体によっては、それぞれ独自の解釈でこれから対応する部分も出てくると思いますが、小規模町村としましては、また、山間部、東京には離島もありますので、そういった町村としましては、東京都さんの指導でのできるだけ統一的な対応や、また、小規模町村向けの対応ができるような形式も定めていただきたいと思います。小規模な町村としましては、職員に大きな負担とならないような仕組みをぜひつくっていただければと思います。

以上でございます。

○山下委員 東京都多摩小平保健所の山下でございます。

ひきこもりの問題につきましては、ほかの委員の皆様もおっしゃっているとおり、非常に複合的で、さまざまな分野の関係機関の連携がとても重要なテーマだと考えております。

私が所属しております東京都の保健所は、いわゆる県型保健所で、管轄は多摩小平保健所ですと、五つの市を支援する立場で、専門医相談やアウトリーチ等に取り組んでおります。さまざまな事業を行うにあたり、精神保健福祉センターからご協力をいただいております。

ひきこもりにフォーカスしている事業としては、家族教室や本人グループ等を実施しておりますけれども、そこにつながるまで時間がかかっているかなど。直接本人から相談があるということは、やはりまれですので、最初、ご家族がいろんなところに相談しながら、保健所を紹介いただいて、最終的に本人グループにご自身が参加されて、その次の段階に進めるようになるまで、年数がかかることが多いのですが、それでも最初、対人関係を苦手感じていた方がグループワーク等を通じて、社会参加につながっているというような事例は、かなりございます。対象者の方に安心して参加できる居場所を提供しながら、グループワークでの体験を通じて自信をつけていただくことが社会参加への足がかりとなりますので、そういった場が、さまざま必要かなと考えております。

最近、気になるのは、高年齢化、長期化ということです。市のほうからご相談いただくとき、包括支援センターからの相談事例が目立つようになってきています。親御さんのほうが高齢化して、それまで表に出ていなかった問題が顕在化していくわけです。そういった意味では、今後、高年齢化への対応など福祉保健局への移管を契機に新たな取組が必要かなと保健所としても考えているところでございます。

以上でございます。

○向山委員 決算議会で冒頭遅れまして失礼しました。中野区の保健所の所長の向山と申します。

中野区のこともあるんですが、私はちょうど向かいに座っていらっしゃる町田の河合先生の、何年か前に町田市に行ったときに、町田で当時、高齢者支援センターからも相談がすごく多い、現実にはいらっしゃるということで、年齢を撤廃した形で、まず、実態調査をしようかと。ただ、今、すごく、特に練馬の事件以降、何か浮き足立ちちゃっているんですよね、全体が。斎藤先生、今日はいらっしゃらないけれども、支援につながっていくことが目的になってしまって、見守りだと、見張りだとか、ちょっと見分けがつかないような、個人情報を外してみたいな話も、うちの区でも出始めて、あれちょっと違うなどということが、なかなか難しいなど。

それが町田はちょっとよかった、あのときはメンバーは、私が引っ張ったので、すごく、多分、保健師は泣きながらやっていたと思うんですけども、まず最初に、住民の意識を見たことで、そんなに世の中捨てたものじゃないと。実は親のせいじゃないと考えてくれている人もいっぱいいるというデータをもって、私たちグループもやっています。でもなかなかつながってこない。家族や個別相談もやっているけども、出口がない。そこで、もっと広い出口が欲しい。その人に合わせたものが欲しいのでということで、地域を今度は歩いたんですね、関係機関とか、医療機関とか。実際持っていた。最後に、当事者から話を聞いて、先ほど、調査の話がありましたが、何をしてほしかったのと一緒に、たしかあのとき、やっているんです。何が嫌だったかも聞いているんです。これはすごく大事なことで、中には統合失調症の方もいらっしゃるし、今、中野で相談を受けている方の中でも、発達の傾向の方もいらして結構遷延する。でも親も本音は言えなかったり、本人も親と一緒にだと、「いや、実は、今、そこそこ安定しているんだけど」ということが言えなかったりして、そういう中で、私たちが支援をして、ステップアップをして、福祉モデルに当てはめてやっていくということは違う。だけど、そういう窓口をたくさん持っていく、それから、私がネットワークでつながっていくことで、もしかしたら、彼らの道ももっと早くいろんな選択肢とか、生き方とか、情報を使って動いていってくれるんじゃないかなというふうに思っていて、そういう点では、実はこの会にすごく期待もしてしますし、自分の区に対しての戒めも含めて、やるべきことと、これは気をつけたほうがいいという線をきちんとつくっていきたいなということです。

ということで、私は、前にいた杉並区にのこのこ出かけて行って、ケアマネに、「川崎の事件のとき、自分たちだったらどうした」と、「突然入ってこられたら、やっぱり怖いし、でも、入らなかったら親御さんの生活もあるときにどうした」というようなことをみんなで一緒にグループワークしたり、考えたりするような活動をしています。中野も社協がちょっと頑張り出していますので、一緒に組んでやっていければと思っています。

よろしくをお願いします。

○下田委員 私は東京都民生児童委員連合会の下田と申します。文京区の民生委員でございます。

民生委員がひきこもりだけの相談を受けるということは、余り多くはありません。児童委員として、また主任児童委員を窓口にして18歳未満の児童生徒の不登校にかかわることはかなり相談がありましたが、18歳以上になると、次第にその姿が見えなくなって、あの子供たちは、今どうしているかなというような感じで把握できなくなっております。大人になってからひきこもるようになった方については、数もわかりませんし、区内に何人いるかというようなことも集計しておりませんので把握できておりません。

でも、昨年度から私の住む文京区では、家族会へ民生委員も参加するようというお誘いを受けまして、今、状況を把握したり、勉強しているところです。

民生委員がひきこもりについて知るチャンスというのはたくさんあります。担当地域で高齢者の訪問をしたり、見守りをする中でわかっていくことがほとんどで、初めからひきこもりの人がいるよというような情報や相談があるわけではないのです。

例えば、高齢者もはっきりとは話しませんが、家族の調査票の中に娘さんの名前が書いてあるわけです。でも、80代のお母さんは「この子はいてもいないようなものです」というふうに言って濁すことがありますから、困っているのだろうということは想像できますけれども、触れてはいけないという気もいたしまして、それ以上は余り尋ねることができません。それで「何か困ったことがあれば相談してください」と言って、保健所のパンフレットを置いてくるのが普通でした。

また、課題を抱える高齢者を民生委員が訪問したときに、2階に上がっていったら、初めてそこに50代の双子の子供さんがいて、こんな人が住んでいたと初めて知るといようなケースもあったようです。この方たちは、2人とも病気であったり、コミュニケーションが苦手だったり、場面緘黙というようにもあつたりして、いろいろ問題を抱えているんですけれども、子供時代からどのように育ってきたのか、その想像すらできないような、そこに住んでいたことを、周りの人も知らないというようにことで、突然見つかることがあります。

もう一つの例は、緊急連絡先として書いてある50代の息子さんのところへ連絡をとっても、一向につながらないので、行ってみたら、その人自身がひきこもりであるわかりました。父親は別のマンションを与えて、そこにその人を住ませている。緊急連絡先として書いてあつても、余り役に立たない状況だったわけです。その息子さんが住んでいるマンションの管理人さんによると、皆がそれを迷惑に思っていますし、問題を起こしたら困るといふふうに思っていて、何とか対応してほしいと言われることがあります。

民生委員たちは、それを知ったとき、どのように動くかといいますと、やはり、高齢者については包括支援センターへつなぎますが、その子供さんたちについては、どこも特に相談するところがないので、保健所へ連絡いたします。数年前からは、50代の子供については、年齢的に相談窓口がないということで、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターに繋いでいます。地域福祉コーディネーターは文京区では大変進んでいる

というふうに言われていると思いますが、相談する窓口がはっきりしないものについては、そこへ持って行ってよいということになっていますので、そこに連絡します。地域福祉コーディネーターは、多分、精神疾患の窓口をしてくれている基幹相談支援センターへつないでいるのだらうと思っております。その後、私たち民生委員たちも見守るといような役割を持ちまして、関係機関みんなで情報共有をして、これからこの人たちを支援していこうということになっていきます。

ひきこもりの人たちがいる情報というのは、結局、高齢者を訪問することによって見つかってくるので、私たちは高齢者を常に見守ることから始まるというふうに思っています。民生委員にはそれを解決するような専門性は持ち合わせていないので、専門部署がこれを機会にでき上がってくれば、どんなに助かるかというふうに思います。

親亡き後のことを考えると、兄弟たちのご苦勞というようにも、とても課題になっていますから、家族会の皆様のご苦勞をみんな聞きながら、これから必要な制度をつくり上げていくことをお願いをしたいと思っております。

以上でございます

○中村委員 中村でございます。

先ほどから地域包括支援センターのことが何人かの先生から出されておまして、何を話そうかなと思っていたところですが、地域包括支援センターは、もう皆さん、ご存じのとおり、東京都内ではほとんどが委託型、社会福祉法人や医療法人等に委託されている行政からの委託の相談窓口になっています。

先ほど、遠藤専門幹もおっしゃっていたとおり、八王子市は56万人の人口で、そのうちの大体中学校区2万6,000人ぐらいの地域を私のセンターは担当し、6,400人が高齢者、65歳以上の方です。それに対し専門職、主任介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士等が配置されており、当センターは8人体制です。6,400人に対して8人の職員でなにができるのか。、地域包括ケアを推進する機関でもあり、総合相談の支援の窓口でもあり、包括的継続的ケアマネジメントというケアマネージャーの個別の支援や、あとは地域の医療と介護の連携体制をつくったり、地域づくりということも言われています。地域共生社会をどういうふうを実現するのかということを、期待されていると理解しております。

行政の窓口との違いの一つとして、アウトリーチがあるかと思えます。待ちの姿勢ではなくて、出かけていきます。電話での相談も受けますが、ほとんど訪問につなげます。当センターでの相談の実績は、年間、電話相談、来所を含めると、大体4,000から4,500ぐらいの件数を延べで受けていますが、その中で、ひきこもりに関する相談に関しては、統計をとっているわけではないので、実際にどれぐらいの分量をこなしているかということは、今の段階では申し上げられません。日ごろ、相談を受けていて、ここ5年から10年ぐらいのことですが、訪問を試みたら、息子さん、娘さんがどうもいらっしやると。だけれども、一切接触ができないということがあります。高齢者の

親御さんから、実は娘や息子がいてという話を伺って、実際にそれに対してどんなアプローチができるんだろうかと。ケアマネジャーと一緒に同行するとか、センターの職員が単独で訪問をしてアプローチをかけようと思っても、ドアを開けてくれないとか、実はごみがたまっていて、ごみ屋敷状態になっていたなんて例も珍しくない。しかも、未就労であったりとか、就業していても非常に低所得であったり、親御さんの年金で生活をしているというご家族が非常に目立ちます。

というわけで、先ほどから出ている親亡き後の問題というのは、非常に意識をしておりますまして、親御さんが施設に入られたりとか、亡くなられた後にお一人になってしまったときに、どこにもつながっていなかったら、この人は孤立死してしまうのではないかと。もう少し早く何とかならなかったらどうかということを感じるものがさまざまあります。

制度につながらない人というのもおりますまして、高齢者の中でも介護保険制度等を使っていれば、比較的、人の目が入るんですけれども、そうではないお宅というのもあります。非常に接近困難であったりとか、高齢者も、それから、ひきこもりをしていると思われる娘さん、息子さん世代の方も、なかなか接近ができないと。入ろうと思うと、喝喝されてしまったりというご家庭もあります。

高齢者の方を中心に私どもは支援をしている機関ではありますが、民生委員さんからひとり暮らしの方で孤独死をしている人がどんな人かということのお話を頂いたことがあります。40歳とか50歳とか、それぐらいの方で、就業先を追われ、結果的に仕事がなくなってしまってから、周りとの関係性が一切築けておらず亡くなる、孤独死していると。実はそういうところにも大きな問題があるのかなということを感じます。

それから、当事者目線で、どういうふうに対応していったらいいのかということですが、まず、何を話しても許される居場所やご本人自身が発信したいことを受けとめてもらえる場所というのが非常に大事なのではないかと思います。家族も何もしていなかったわけではなくて、非常に苦勞しながら何十年もという方もいらっしゃる、何となく周りの目を気にしてとか、なかなかうまくいかず、試行錯誤しているうちに高齢者になってしまったというのが実情ではないかと。本人の意見を尊重しているうちにそうになってしまう。それに対し専門職には何ができるのか。本人自身が自分自身のよりよい人生というか、幸せになれるように取り組める、そういう地域社会であるということが一番大事ではないかここ最近の支援で感じます。とても時間と手間のかかる、とても労力のかかることです。

以上です。

○川井委員 私ども社会福祉協議会は、ご案内のように、都内62の区市町村ごとに設置されておりまして、社会福祉法上、「地域福祉の推進」を目的として、その中でも重要な役割として「福祉活動への住民の参加の支援」が位置づけられております。

そうしたことから、現在、国が推進しております「地域共生社会の構築」という大き

なテーマにおいても、社会福祉協議会として改めて住民や関係者が主体となって、まさに誰も排除されず、孤立することのない地域づくりに向けた取組を強化しているところ
です。

そうした取組の中でも、とりわけ、先ほど下田委員からも少しお話がありましたが、
地域福祉コーディネーターというものを地域ごとに配置して、このコーディネーターが
中心となって、地域住民や関係者に働きかけて、孤立や排除のない共生の地域づくりと
いうものに、力を入れているところです。

お手元に配布していただいた資料は、東京らしい地域共生社会づくりをこれから
進めるにあたって、各区市町村をベースにしてどういう仕組みを構築すればいいかとい
うイメージをまとめたものです。

この図の中で、各区市町村ごとに大きく三つの圏域を想定して、まず、一番上の小地
域の圏域、小学校区のイメージになりますが、まさにそこでひきこもりも含めた孤立や
排除等の問題が日々起こっているわけです。その地域において地域住民やボランティア、
あるいは民生児童委員さん等が中心になって、気軽な相談ができるような体制をつくる。
あるいは、その右側で、住民が主体となって居場所づくり、見守り活動などの住民主体
の取組をいかに進めていくかというエリアになります。

その下に中圏域、イメージとしては中学校区ということになりますが、そこでは福祉
分野等の専門職が協働する体制をつくり、専門的な相談対応や課題解決を図ることにな
りますが。同時に、ここのエリアに地域福祉コーディネーターが配置されて、そこから
コーディネーターが小地域の圏域にアウトリーチして、そこで個別の困難なケースをキ
ャッチして適切な機関につなげたり、これは、地域福祉コーディネーターの分野では
「個別支援」という言い方がされますが、そういう役割を果たしたり、あるいは住民主
体の活動づくりをバックアップをする役割、これをこの分野では「地域支援」という言
い方で、この図の中では点線で矢印が出ている部分があたりますが、そういった役割を
果たしていくことになります。

そして、さらに広域の一番下の区市町村の圏域では、福祉分野に限らず、多様な関係
機関が連携・協働をして、小さい地域のエリアでは解決できない、より困難なケースを
受けとめたり、あるいは、こうした全体の仕組みをバックアップしたり、新たな仕組み
をつくっていく役割を果たすというイメージになります。

この図の上のほうに※印で書いてありますように、ここで「地域福祉コーディネーター」
という言い方をしておりますが、地域によってはコミュニティソーシャルワーカー、
CSWと言ったり、あるいは介護保険における生活支援コーディネーター、この制度も
高齢者分野に限らず多世代を交えた地域づくりに携われるという考え方を東京都として
もとっておりますので、その人材、あるいはボランティアコーディネーター等、根拠と
なる施策や名称はいろいろですが、それらの総称として地域福祉コーディネーターとい
うことになります。

次に、資料の2枚目をご覧くださいと、これは都内の各社協における地域福祉コーディネーターの配置状況をあらわした図になります。昨年の3月に策定された東京都の地域福祉支援計画の中で非常に重要なテーマとして地域福祉コーディネーターの配置のことが位置づけられたこともあり、今、急速に配置が進んできており、これまでに46の区市町村に約300名のコーディネーターが配置され、日々、地域づくりや個別支援に奮闘しているという状況にあります。

ただ、目標としては、中学校区にできれば複数配置ということが必要な数と考えておりますので、都内に大体600ぐらい中学校区がありますので、1,200名ぐらい地域福祉コーディネーターがいてもいいわけです。そういう意味では、まだまだこれからと思っております。

それから、もう一つ、これまでの各委員の発言でもひきこもりの問題に非常にかかわりの深い取組として何度も出てきておりますが、生活困窮者自立支援制度とのかかわりが重要です。この制度が基本目標、理念とするのは、「本人の尊厳の保持」ということとともに、「地域づくり」にあるということ、これは先ほど中島委員からもお話がありましたとおりでと思います。そういう意味で、社協がこの事業に積極的にかかわっていく意義や必要性は非常に大きいと考えております。

しかし、残念なことに、都内では社協が生活困窮者制度の実施主体としてかかわっている地区は12区市、全体の2割ぐらいにとどまっております。全国では76%の自治体において社協が実施主体となっていることと比較しても、東京は特異な状況であり、ひきこもり支援を考える上でも一つの課題ではないかと考えております。あるいは、社協が実施主体にならないまでも、生活困窮者支援の実施機関とどのように連携して、しっかり地域づくりにつなげていくか、どのように地域全体で支える体制をつくるかということは、ひきこもり支援を考える上でも非常に大事なテーマになると考えております。

実はちょうど昨日も中島先生にもご参加いただいて、都内の12の生活困窮に取り組んでいる社協の連絡会を開いたところです。そこでは一つは、生きづらさを抱える人の尊厳を守るためには、やはり、人と人、あるいは地域とのつながりの回復というものは絶対に欠かせないということ、そしてまた、一人一人の生きづらさや孤立に向き合わないという地域づくりというものは決してあり得ないということが共通認識として確認されました。

そうした考え方を踏まえ、困難な状況にある人に寄り添い、一つ一つの課題を解決するとともに、人と人、地域や社会とのきずなづくりにつなげる取組について、熱心に議論もされておりますので、今後、そうした検討状況や現場の声もこちらの場にもフィードバックさせていただければと考えているところです。

以上です。

○林委員 ひきこもりUX会議の代表をしております林と申します。

私どもの団体は、本日配付していただきましたこちらの小さめのピンク色のリーフレ

ットにもありますように、メンバー全員が不登校、ひきこもり、発達障害、セクシャルマイノリティいずれかの当事者・経験者で構成されています。私も高校時代の不登校、それから、20代のひきこもりを経て、もう一度、この社会の中で何とか生きていってみようと思えるようになるまでに20年かかったという経験があります。

今日、この場に、参加させていただいたことをとてもありがたく思っておりますが、恐らく皆様方と一番大きく違うのは、皆様は支援をする側、私は支援を受ける側という立場かなというふうに思っております。

今日は私どもの団体の活動と、そこから見えてきた当事者への支援のあり方について少しお話をさせていただきたいと思っております。

私どもの団体では、現在、さまざまなイベントや講演、それから実態調査、ブックレットの作成などを行っております。私たちの団体だけではなくて、現在、恐らくここまだ数年のことだと思いますけれども、全国で当事者活動として、ひきこもりの当事者・経験者がさまざまなイベントや雑誌を発行したり、講演会の講師を務めるなどの活動を始めています。

その活動を始めた理由の一つとして、これまでに行われてきた就労支援を主とする支援が当事者のニーズに合っていないというふうに感じていることがあります。私もとてもたくさんの当事者・経験者とふだんから接していますが、少なくない人たちが、「生きていていいと思えない」、「自分のように役に立たない人間がこの社会にいるのは迷惑だろうから消えてしまいたい」ということを言います。そういうふうに思っ日々苦しさを抱えながら生きている人に、就労支援というのはハードルが高過ぎると私は感じています。当事者はもっと手前の段階で困難を抱えている。ですので、まずは安心していただける場所や、人とつながれる機会をふやし、失ってしまった自己肯定感を取り戻すということが先決だというふうに考えています。

私どもが開催しているイベントの一つに、「ひきこもりUX女子会」という女性向けの当事者会があります。開始からちょうど3年がたちましたけれども、全国で開催していますが、この3年間で延べ3,300名の女性たちが参加されています。昨年からは全国のいくつかの自治体とも共催をさせていただいておまして、今週の火曜日には大阪府と豊中市との共催で開催し、69名の女性たちの参加がありました。今年度、大阪府では広域連携として府内6市町において6か月連続で開催していただいております。地元では誰かに知られるかもしれないので相談ができないとか、地元の女子会には参加できない、という声は、多分、皆さんもお聞きになったことがあるかと思いますが、そういう声があることから、広域で開催することで、参加がしやすくなるということがあります。また、広報においてもメリットがあり、多くの当事者が参加する機会となります。またその会場で開催の自治体、それから協力してくださる民間団体のチラシやパンフレットなどを配布したり、広報をしていただくことで、当事者が女子会の次の支援につながりやすいというメリットがあると思います。ぜひ、東京都でもこの当事者会の広

域連携開催ということについても検討していただきたいと思っております。

また、本日お配りしたもう一つのピンク色のチラシがございますが、こちらは今月から私どもの団体の居場所のつくり方の全国キャラバン「ひきこもりUX DAY CAMP」というのを開催します。どうしたら当事者が来てくれる居場所をつくれるか、また、安心できる場というのは、どうやってつくっていったらいいのかということ、当事者と支援者が一緒に考える機会にしたいと思っております。ワークショップ形式で、そういったことを学ぶ場にしていききたいと思っております。

このような当事者活動は、都内でも複数行われていますが、当事者の活動は資金や活動拠点、人材などにおいて大変脆弱です。ぜひ、現在行われているそのような当事者活動への支援というものもお願いしたいと思っております。

それから、今お話ししましたように、「ひきこもり女子会」というところには、非常に多くの女性たちが参加されています。これまで調査などでも見過ごされがちであった女性、それから性的マイノリティのひきこもりの当事者という方もとても多いというふうに言われていて、現実に私の周りにもたくさんそういった方がいらっしゃいます。例えば女性ですと、相談の担当者が男性なので行かれない、それから、セクシャルマイノリティであることを理解してもらえないので、そもそも相談ができないというような声もあります。そういった方たちへ配慮、もしくは特化した支援というものも、今後検討していただきたいと思っております。

さらに、先ほどもお話がありましたけれども、引き出し屋と言われる暴力的支援団体についてです。民放テレビなどで繰り返し報道がされています、ひきこもり当事者の尊厳を無視した威嚇、暴力を使った自称支援団体というのがメディアに乗ることで広まっているような気がします。このような団体の実態把握、周知、そして相談窓口の設置についてもご検討いただきたいと思っております。

最後になりますが、皆様もよくご存じのとおり、ひきこもりは百人百様と言われます。今回、私はこのような機会をいただきましたが、私一人がひきこもり当事者を代弁できるものではありません。この協議会においても、ぜひ、一人でも多くの当事者・経験者の多様な意見が聞ける場を設けていただき、その声をもとに支援を構築していただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○上田委員 特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会本部事務局長をしております上田理香と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、当事者家族会として、この場に参加させていただいたことを改めて感謝申し上げます。

当会が当事者団体として最初に産声を上げたのは1999年でございます。ひきこもりは恥だ、ひきこもりは悪いことだ、ひきこもっている人間は甘えだ、親の育て方が悪いという社会的な偏見に対して勇気を持って苦しんでいる親が、家族が声を挙げたと

ころから立ち上がった団体でございます。今現在は全国38都道府県、53の地域に約3,600の家族が集っております。

その中で、今日、東京の家族会の一つでありますNPO法人楽の会リーラという家族会のパンフレットと全国のパフレット、こちら2枚をお持ちしました。それとともに、現在、当会が行っている実態調査と、それに伴って、どのような取組をしているかというのをこちらの「旅立ち」という広報紙にまとめております。そこから今日はいくつかポイントを絞ってお伝えさせていただきたいと思っております。

今、申し上げましたとおり、家族会がそもそもなぜできたかと申しますと、家族がどれだけ孤立しているか、そして、その一緒に住んでいる本人も孤立している。この孤立の悪循環から、まず、家族がどことつながろう、どこでもいいんです。まず、家族が第三者とつながっていきこうというところから、その受け皿となるべくつくられたのが家族会です。

当会の調査でも、8050問題は、現在、40代の子供を抱える家族、50代の子供を抱える家族が3割以上となっておりますが、当会は数字にあらわれない、もう既に家族会に来られなくなってしまった家族が全国に増えていることも感じております。

そういう中で、家族全体をどう支援したらいいか、そして、まだ家族会にすらつながっていない、SOSを出せない方にどう手を差し伸べていったらいいのかということ、昨年度も8050問題シンポジウムを全国3都市で行ってまいりました。その結果、見えてきた家族の声というのは、やはり、いまだに「ひきこもりって相談していいんですか、だってこんな家の恥のような問題を人様に、外の人に本当に相談していいんですか」という思いです。ですから、シンポジウムは匿名で、家族が人の目を隠れるように来られるところがありました。

そのように、まだまだ強い偏見の中で、当会が重要視しているのは、せっかく家族がSOSを上げたにもかかわらず、「本人を連れてこないかね」という一言で、諦めてしまって、そのまま支援が途絶したまま20年放置したというご家族だったり、あと、ひきこもりというのは、本当に、先ほど長期化という問題もありますが、見えないところで少しずつ少しずつエネルギーをためて、安心とともに、見えないところから変化をしていくものです。だけれども、例えば、家族が「もう1か月たっても何の変化もないんですよ」と、あるサポートステーションの相談員に言ったところ、「はあ」と大きくため息をつかれたそうです。それによって、家族はもう顔から火の出るような、穴があったら入りたくなくなるような罪悪感とともに、もう二度とここに相談には行かないとして、この前、家族会にはその方は15年ぶりにつながって、今は地域の家族会につながっています。親御さんも、もう80になろうとしています。それでもご夫婦で参加して、ご本人も、今、ずっと雨戸を閉じていたご本人が雨戸を開けて、家族とも同じ空間で、顔は見合わせないけれども、家族がいても食事ができるようになりました。絶対、自分からは、とにかく罪悪感の固まりで、何々が欲しいなんて一言も言わなかった本人が、

「何かとる、店屋物をとる」と言ったときに、盛り蕎麦しか頼まなかった、一番安いものしか頼まなかった本人が、この前、親子丼を頼みましたというふうに報告してくれたり、そういう小さな小さな変化の中で家族会はお互いに、今まで誰にも言えなかった心の荷物をそこで下ろしながらやっています。

それが今、東京で地域家族会として、楽の会リーラが地域連絡協議会として、今、18の家族会が発足しています。今日来ていただいている八王子市さん、足立区さん、中野区さんにも地域家族会が立ち上がっています。今、準備中のところを含めると24の地域家族会が東京で立ち上がろうとしています。その窓口となる、やはり、ひきこもりサポートネットの各市町村の担当窓口ですが、今、林恭子さんからもお話がありましたとおり、就労ではなく、福祉関連の窓口での対応が必要と思います。つまり、50代の子供を持った親が、子ども家庭部と書いてある窓口で相談するでしょうか。例えば、ここで北区なども健康支援センターになっている。足立区も暮らしと仕事の相談センター、福祉部が取りまとめている。町田市も保健所、八王子市も子ども家庭部と、もう一つ保健所さんが窓口として入っている。このように、目に見える形で親御さんがSOSを上げてもいいと思える窓口を明確化していただきたい。これは昨年度からロビー活動をしていく中でも、伝えてきたことです。

いまだにどこに相談したらいいのかわからないというのが、当会の事務局にも毎日入っております。ここまでひきこもり地域支援センターが、今日も市町村セミナーに行ってきた、ちょっと遅れてしまいましたが、全国各政令指定都市によくできて、相談してもいいということのをこれだけメディアも呼びかけているにもかかわらず、いまだにまだどこに相談していいかわからない、つまり、情報というものが、なかなか届かない実態ということを、やはり、今後検討していただきたい。つまり、インターネットだけではなく、当会もそうですが、テレビを見て初めて知ったという、まだまだテレビの影響も大きいんだなと思っています。新聞もそうなんですけれども、なかなか小さい字が読めないとか、いろんな方がいます。そういう方が困ったときに得られる情報をどうやって発信していくのかというのも検討していただきたい、当会も検討していく必要があると思っています。

あとはもう一つ、やはり、先ほども、せっかく相談したのに、何か他人事で、本当に親身になって聞いてくれているのかわからないとして、楽の会の電話相談にも、本当に親御さんが調べて調べて、行政以外で一体どこが聞いてくれるんだろうと調べて、ようやく電話をしたときに、やはり残念なことに、家族の本当につらい苦しい心情、そして、ご本人もそうですが、自分の話を全く他人事のように事務的に聞いて、わかろうとはしてくれないという、心情に寄り添う相談員というのがどのぐらいいるのかなというのを思っております。

家族会としてひきこもり経験のある家族、ひきこもり経験者でやっております。ピアサポーター研修というのも2013年から毎年行って、現在、256名全国で認定もあ

りますし、支援者研修会というのもやっておりますが、それでもまだまだ追いつかない。実際、電話を最初にとった方がどんなまなざしで、どんな思いで苦しむ家族や本人の声を受けとめるのか、誰かがどこかにつながってくればいいなという思いで、今日も皆さんのお話を聞かせていただきました。

その中で、大切な最初の窓口の明確化、そしてワンストップですね。たらい回しという声がどうしても家族から届きます。自分の話を1回するだけでも、本人もそうです、もうへとへとになります。それを、これはうちで、医療はこっちの窓口だよ、地域包括だよとか、また最初から言わなければならないのか、この心労で疲弊してしまって途絶してしまった家族もアンケートから少なくありません。そういった実態も含めてワンストップの断らない、取りこぼさない窓口と、そして必要な情報が必要な方に届く情報発信、そして、それを受けとめる担い手、支え手の育成、養成といったところが大事になってくるかと思えます。もちろん当会もそれにできる限り取り組んでおります。

最後一つだけ、すみません。今回、地域の方が、民生児童委員のお話もありましたし、ひきこもりを何とかしなければという風潮に私は危惧を抱いています。これはこの前、足立区さんのきずなの安心連絡会でお話をさせていただいたときも、民生児童委員の皆様は必死で孤立を目の前に、何とかしなければ、自治会の方も、とても関心を寄せていました。ただ、ひきこもっている本人も家族も、ひきこもりを何とかされるんだと思うだけで、追い詰められて、それがどんどんひきこもりに拍車をかける、そこを理解していただきたいと思っています。さっき見守りなのか見張りなのかというお言葉もありましたけれども、一歩間違えると、それは見張りになる、監視になると思います。ひきこもりを、問題を何とかしないとという、そこが私たちはとても今恐怖感を持っています。それが先ほどの介入業者、悪徳業者にもつながっていくと思うし、家族も何とかしなきゃと焦る一方で、自立支援ビジネスに藁をもつかむ思いで頼ってしまうという現状もあります。そういった中で、やはり、まなざしを少しでも、今、ひきこもり問題を何とかしなければならぬ人ではなく、今、地域でともに生きている人、そして、ひきこもって何か困ったことがあったら、そこに何か手を差し伸べる、情報を得られるような仕組みづくりが必要です。地域でともに生きている人、その人なりに懸命に生きている人というまなざしをもって私たちは取り組んでいくべきなのではないかと思っております。

長くなりましたが、以上になります。ありがとうございました。

○徳丸委員 立正大学の徳丸です。

私は心理支援の立場ということで招いていただいております。いくつかの観点に簡単に触れていきたいと思えます。

まず、一つ、今、KHJ家族会の上田さんからお話がありましたけれども、昨年、KHJさんが保健所における相談支援の状況という調査をされました。それは関東地方40カ所ほどの保健所、保健センター等から回答をいただいたんですけども、そこから見えてきたことというのはいくつあります。

一つは、相談体制にばらつきがあると。これは都内でもやはりまだあるということが現状ではないだろうかというふうに思われます。ちなみに、調査の対象となっている都内の保健所、保健センターの数は4分の1ぐらいだったでしょうか。すみません、ちょっとはっきりした数字ではないんですけれども、そのぐらい含まれております。

それから、相談に行くんだけど、その相談が長続きしないこと。これは二つの要素があって、保健所、保健センター等で相談を受けたときに、より専門性の高いひきこもり地域支援センターですとか、東京の場合、サポートネットですとか、そういったところに紹介する、つなぐということが一つの要素、それから、もう一つは、やはり、相談に行っても、なかなか変わらないということで諦めてしまうということがあります。これは保健所の職員に対して調査をかけていますので、保健所の職員がそうではないかと言っているという、そういう回答です。当事者の方が回答しているわけではございませんが、そういった課題が現実としてあるということがわかりました。

それから、もう一つは、やはり、全世代の問題だということを実際現場の人は感じていて、ひきこもりの相談のときに、どういったところと連携していく必要があるかということを保健所に尋ねたところ、地域包括、そして生活困窮者自立支援の機関が連携先として真っ先に浮かぶということが回答として得られています。

実は私は現在大学に所属しておりますけれども、長く特別区で、板橋区で精神保健を担当しておりました。そこでひきこもり支援を十七、八年やってきました。その中で経験を申し上げますと、まず、家族支援、家族が相談につながったときに、できるだけそれを逃さずに、家族が相談を続けていただけるような支援というのが、まず入り口として必要だろうというふうに感じています。家族が相談につながり、そのうちに本人が相談につながり、少しずつゆっくり殻を開けていくということが、このひきこもり支援では避けて通れない、そういうことが必要なんではないかというふうに思います。実際にそれをどういった形で支えていくかということは、さまざま難しい点があるとは思いますが、考え方としては、そういったことが必要だというふうに認識することが必要だと思います。

それから、ひきこもりの方というのは、非常に個人差、一人一人違うという認識も大事だと思います。不登校の経験がある方もいるし、職場不適應の方もいるし、そういった背景などもあっても、なくても、鬱病ですとか精神科的な課題があるという方、さまざまあります。窓口で一つ大事なことは、ひきこもりの方がそれ以外にもっと優先して支援を受ける必要がある課題を持っているかどうかということを見立てていくということも大事ではないかと思います。

次に、自殺対策との関係に触れておきたいと思います。ひきこもりの方が自殺を既遂したという事例は、私としては余り経験がないんですけれども、若年無業者と言われる人たちが自殺のハイリスク者であるということは自殺対策白書でもうたっています。生きづらさという点で考えたときに、ひきこもりの方は生きづらさを抱えていて、そのこ

とが自殺、あるいは自殺未遂につながっている可能性はあるという観点も必要ではないかというふうに思っています。

最後に、心理支援との関係を述べたいと思います。今日、資料としてこのひきこもり家族支援セミナーというチラシをつけさせていただきました。これは日本臨床心理士会で年2回やっている事業ですけれども、会場は東京です。こういった形でひきこもりの家族の方の相談窓口が少しでも増えるようにと考えて実施しています。ここは継続してご相談を受けることができる体制にはなっていないというところが大変心苦しいところではありますけれども、とにかく一人で、家族だけで抱えていないで、まず相談してくださいということをお伝えしたいという事業です。それと同時に、臨床心理士、公認心理師、心理支援に携わる者が、ひきこもりについて適切に相談ができるよう職種内の啓発を行っていくことも、これからの課題として考えているところです。

以上です。

○笠井会長 委員の皆様から貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。さまざまなお立場から非常に重いご意見をいただきましたけれども、私自身も皆様のご意見をお伺いしまして、例えば、何をしてほしいかだけじゃなくて、何が嫌だったかを聞くべきであるとか、あと、支援側の価値観の押しつけになってはいけないとか、「助けて」が言えない方にどうアプローチするかとか、そういった現場に携わっている方、あるいは当事者、家族の方々にないとおっしゃれないようなご意見がいただけたことは大変貴重だったかと思っております。

本日はご欠席でしたけれども、斎藤環委員からも貴重な提供資料がございましたので、今日、ご紹介するお時間はありませんけれども、拝読しましたところ、本日、皆様から出されたようなテーマが非常に重なり大きいところが書かれておりましたので、また次回以降、斎藤環委員がお越しになったときに、またお話しいただければと思っております。

本日の議論を通じまして、ひきこもりにかかわる現状、それから、さまざまな形で関係機関等が相談・支援にかかわっている状況、さらに今後に向けた課題について、委員の間で共有が図られたのではないかと思います。

本日いただいたご意見を整理して、次回以降議論を掘り下げていければと思っております。

また、その一方で、本日は全ての委員の皆様からご意見をいただいて、多様なご意見を拾えたことは大変よかったですけれども、一方で、四、五分という制限がついてしまいまして、なかなかおっしゃり足りなかったこともあるでしょうし、具体的な取組等をご紹介いただく機会をまた設けられればとも思っておりますので、その節はまたご協力お願いいたします。

それでは、本日予定された内容は以上となりますが、事務局のほうから何かご説明はございますでしょうか。

○宮澤生活支援担当課長 本日は長時間にわたりまして活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。限られた時間ということで、大変申し訳なかったんですけれども、その中でも本当に貴重なご意見をいただいたと思っております。

本日いただきましたご意見を私どもで整理をさせていただいて、次回以降、またそれをご提示させていただいて、議論を深めていただくというふうに考えているところでございます。

また、会長からもありましたけれども、今後、2回程度をかけまして、委員の皆様から、またさらに取組状況についてご説明をいただく機会を設けさせていただいて、繰り返になります。さらに深堀りをしていきたいというふうに考えてございます。事前に個別にご相談をさせていただくということになるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、次回第2回の協議会でございますが、年内の開催を予定しております。改めまして日程調整をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○笠井会長 ご説明、ありがとうございました。

それでは、ちょうどお時間になりましたので、以上をもちまして閉会とさせていただきますが、次回以降もどうぞよろしくお願ひいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後7時01分 閉会)